

火災に遭われた方へ

火災に被災された皆様へ、被災後の消防署や多賀町役場で行える一般的な手続き等について、ご案内します。

なお、各手続きに関する詳しい内容につきましては、担当課にお問い合わせください。

1 火災調査について

消防署では火災の原因や損害等を調べ、今後の火災予防対策等に役立てています。火災現場は火災調査が終了するまで立ち入らないでください。焼けたものの後片付けは、調査終了後をお願いします。

また、調査現場では調査員が火災の状況等を質問させていただいたり、消防法第34条に基づく「火災損害申告書」の提出をお願いしたりいたしますので、ご協力をお願いします。

【別紙「火災損害申告書（記入例）」参照】

2 「り災証明書」について

「り災証明書」は、火災に遭われた方が各種届出を行う際に必要となる証明書で、消防署が発行しています。火災調査時等に申請書をお渡ししますので、必要があれば担当部署に申請してください。

【別紙「り災証明申請書（記入例）」参照】

提出場所一覧

	担当部署（担当者）	住 所	電話番号
	消防署犬上分署（ ）	犬上郡甲良町横関 689 番地 1	0749-38-3130

3 り災証明が必要な主なケース

- 火災により発生した家財道具（家具、衣類、茶碗等）のごみの処分
（清掃センター、小八木中継基地（町産業環境課））
- 保険金の請求（保険会社）
- 税金の減免（税務署・市町村の税務課）
- 登記の抹消（法務局） など

役場では、火災の状況に応じて、被災された皆様に

以下のような対応を行います。

担当課での手続きには、印鑑、り災証明書などが必要となる場合がありますので、ご不明な点は担当課にお問い合わせください。

担当課	主な対応の内容
福祉保健課 ☎ 0749-48-8115 多賀町多賀 211-1 (多賀町総合福祉保健センターふれあいの郷)	○毛布、布団、タオル、生活用品セットの支給、その他生活全般の困りごとについて、相談を受けます。
税務住民課 ☎ 0749-48-8114 多賀町多賀 324(多賀町役場)	○マイナンバーカードの再発行手続きを行います。 ※個人番号がすぐ必要な場合は、個人番号入り住民票を請求して下さい。 ○印鑑登録(実印)の廃止手続きを行います。
産業環境課 ☎ 0749-48-8118 多賀町多賀 324 (役場 1 F)	○火災によって発生したごみの処分については、事前に産業環境課まで連絡をお願いします。ごみの分別・処分方法等について、協議をしますので現場での立会をお願いします。
湖東広域衛生管理組合 リバースセンター ☎ 0749-45-0366 東近江市平柳町 3-1	○火災によって発生した燃やすごみの処分について センター職員・町職員が現場でリバースセンターに搬入できるごみを実地調査しますので、り災者の立会をお願いします。 処理手数料は、減免申請書にり災証明書を添付の上、リバースセンターに提出することで減免することができます。
彦根愛知犬上広域行政組合 小八木中継基地 ☎ 0749-45-3666 東近江市小八木町 19	○火災によって発生した燃えないごみの処分について 小八木中継基地または役場産業環境課へ連絡して、搬入方法について事前協議を行って下さい。火災状況を確認するため、り災者の立会をお願いします。廃棄物によっては、持ち込めないものもありますのでご注意ください。搬入する時には、不燃廃棄物搬入許可申請を町産業環境課の窓口で行って、許可書を持参して下さい。 処理手数料は、搬入日の5日前までに「投棄場使用料減免申請書」および「り災証明書」を小八木中継基地へ提出することで、減免することができます。
税務住民課 ☎ 0749-48-8113 多賀町多賀 324(多賀町役場)	○固定資産税等の減免に関する相談を受けます。
地域整備課 上下水道係 ☎ 0749-48-8124(上水道) ☎ 0749-48-8125(下水道) 多賀町多賀 324(多賀町役場)	○上下水道の使用休止に関する相談を受けます。

「火災に遭われた方へ」

《作成部署》

彦根市消防署本署 ☎ 0749-22-6119